

第 1 4 回利根町自治基本条例検討委員会 議事録

会議名	第 1 4 回利根町自治基本条例検討委員会	
日時	令和 2 年 2 月 2 8 日（金） 午前 1 0 時 0 0 分から正午まで	
場所	利根町役場 町長公室	
出席者	委員	坂野委員長，手塚副委員長，加藤委員，市川委員，船川委員，猪鹿月委員，飯塚委員，加川委員，鈴木（弘）委員，吉岡委員，大越委員，寺島委員
	事務局	企画課 川上課長、藤波課長補佐，鈴木係長，高野主査，東主任，栗原主任
欠席委員	新井委員，蓮沼委員，菅沼委員，鈴木（亜）委員	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 参加の条文について 3 協働の条文について 4 次回の開催日について 5 そ の 他 6 閉 会 	
配付資料名	第 1 4 回利根町自治基本条例検討委員会 次第 資料 1 「参加と協働について」意見まとめ 資料 2 （仮称）利根町自治基本条例 参加について(素案) 資料 3 （仮称）利根町自治基本条例 協働について(素案)	
議事内容	次ページ以降の通り	

	<p>1 開会 (事務局が資料確認)</p> <p>2 参加の条文について (事務局より「資料1：「参加と協働について」ワークショップ意見まとめ」に基づき説明)</p>
委員等	<p>資料1について、事務局の方でまとめているが、資料の2でこれを条文にしたものを読み上げてもらう。その中で疑問点が出てくるかと思うので、読む時間を取って質問をしてもらうことにする。</p> <p>(事務局より「資料2：(仮称)利根町自治基本条例 参加について(素案)」に基づき説明)</p>
委員長	<p>それでは「2 参加の条文について」入っていく。ここで5分程度資料を読む時間を取る。委員全員に資料を熟読してもらった上で議論を開始する。</p> <p>(5分間、各自で資料2を確認)</p>
委員長	<p>時間になったので議論を開始する。委員の中で質問あるいは意見はあるか。</p>
委員	<p>「附属機関への参加」について、「附属機関」とはどういうものか。</p>
委員長	<p>「附属機関」とは審議会のことである。この場も検討会という審議会になると思う。審議会や町の会議等は、基本的には条例で定めることになっており、このような正式な会議のことを附属機関とっている。附属機関というのは、一般的には町長から「どうしたらよいか」という「諮問」、つまり意見を伺うという行為があり、審議会等は「こうしたらよい」という「答申」をする。これが一般的には「附属機関」といわれているものである。</p>
委員長	<p>他に質問等はあるか。</p>
委員	<p>「参加のための環境づくり」のところで「すべての町民が参加しやすい環境づくりに努めます」というところがある。その具体例として、パブリックコメントや附属機関への参加ということが挙げられている。この2つについては利根町が実施して、町民からの意見が出てくる状況を作ってきたと思う。その中に町政懇談会というものがある。また、議会の方では利根町議会基本条例に基づいて議会報告会ということもやっており、それぞれに町民が参加して、町政や議会の活動を知り、同時に町政に対する町民の意見や議会に対しての要望等を聴取することができる。そういったものに</p>

	<p>については議会基本条例にも書いてあるのでわかるが、例えば町民側から考えて、町の行政と議会、町民の三者が一堂に会して意見交換会を行うということは、意見を交換して情報を共有するという意味では意味があるものだと思う。こういったことも町民が参加しやすい環境づくりの中に入れていただきたい。</p>
<p>委員長</p>	<p>今の委員の話には重要な点がいくつかある。以前の検討会で「定義をしない」という話があった。定義をしていないので、議論が混乱してきていると思われる。例えば、議会がいろんな活動をしているという話があったが、議会は議会基本条例というものを持っている。この議会基本条例に基づいて、議会は議会報告会や、パブリックコメントというのをやっている。自治基本条例というのは議会基本条例よりも上位の条例になるため、自治基本条例に基づいて議会基本条例が出てくる。先ほど事務局から「町長等」とは「行政」だという説明があったが、もし議会基本条例の中でパブリックコメントが定められているのであれば、ここは行政だけではなく議会も入ってくるということになる。ただこれは定義をしていないので混乱が起きていることをご理解いただきたい。次に、行政と議会と住民が一堂に会するものがないかという意見がでた。そういったものを別立ての別項目として入れていくかということがある。これも議論しなくてはいけない。そして3つ目としては、今の委員の話では（三者が一堂に会する場を）「参加の環境づくり」に入れて欲しいという話があったが、一般的には最後の「意見への対応」というところにも関わってくる。そのため、この意見交換会というものの扱いをどうするかという議論が必要である。まず順番から、パブリックコメントについて船川委員に何うが、実際に議会ではパブリックコメントを実施しているか。</p>
<p>船川</p>	<p>現時点では実施していない。</p>
<p>委員長</p>	<p>条例というのは一般的に町長が議会に案を提出して、議会がそれを議決して条例が成立することがほとんどであり、そういったものを町長提案の条例、あるいは町長提出の条例といっている。ほとんどの自治体では、議員が提出して条例を作る、「議員提案」あるいは「議員提案政策条例」をやっていない。飯塚委員に何うが、利根町では議員が条例案を提出して可決されたことは今までにあったか。</p>
<p>飯塚</p>	<p>記憶の限りではない。</p>
<p>委員長</p>	<p>船川委員にも何うが、議員が条例案を提出して可決されたことはあったか。</p>
<p>船川</p>	<p>議会基本条例は議会から条例案を提出して可決された。パブリックコメントについては私が議員になる前はわからないが。</p>
<p>飯塚</p>	<p>パブリックコメントのルールがなかった時に、議会基本条例については総務課に相談があった。町民に関わる話なので、説明会等を設けた方がいいという話になり、公聴会のようなものを実施したと思う。政治倫理条例も同じく実施した。政治倫理条例は議員にのみ適用される条例だったが、その後の改正で町長・教育長も含めた条例</p>

	<p>になっていった。</p>
委員長	<p>整理すると、一般的には町長が行政から出てきた提案を議会に提出し、議会が審査して成立する条例がほとんどである。議会基本条例は茨城県内のほとんどの自治体が持っているが、持っていない自治体も日本各地にある。先ほど議会が条例案を作った条例が成立していることもあるとのことだったので、ここが「町長等」となってしまうと、議会はないのかという話になるため、船川委員にどう思われるか伺いたい。</p>
船川	<p>「町長等」というと行政のみとなるので、違和感を感じる。そこに関連して「住民投票」の2項目にある「町長等は、住民投票の結果を尊重します」というところも気になる。</p>
委員長	<p>いわゆる行政だけではなく、議会もそうであるということによろしいか。</p>
船川	<p>はい。</p>
委員長	<p>では、法規をやってこられた飯塚委員の意見はいかがか。</p>
飯塚	<p>「町長等」、「附属機関等」の「等」という文言が不明確にしているように思う。説明が条文の中で必要か、または定義として定める必要があると思う。そして、議会を入れるか入れないかについては、基本的に入れない理由がないと感じる。</p>
委員長	<p>やはり定義をしていないので問題がある。「町長等」が行政という意味で、議会を入れた方がいいということであれば、先ほど事務局の話では「町」というのが「行政と議会」ということなので、ここは「町」と言い換えた方がいいと思うが、よろしいか。</p> <p>(一同了承)</p>
委員長	<p>ではここは、「町」としていただく。次に行きたいと思う。先ほど委員の方から、町政懇談会や議会報告会からさらに進んで、議会・行政・住民が一堂に会する場を作ろうという話があった。飯塚委員に伺うが、実際利根町はどうされているか。</p>
飯塚	<p>一堂に会するというのは、行政・議員・町民という三者の話と思われるが、町民に対しては行政がやっている、町民に対して議会がやっているという構図がある。それは、先ほどの委員からあったように、町政懇談会や議会報告会は既にあるところだが、それをすべて一緒にやろうということか。</p>
委員長	<p>そのとおりである。二者ではなく三者でということである。では現在はされていないということか。</p>

飯塚	<p>していない。それをやる際に、やり方を間違えると混乱が起きて、責任の所在がはっきりしなくなる可能性があると思う。</p>
委員長	<p>行政が町民の意見を聞く、あるいは議会が町民の意見を聞くというのが、町政懇談会や議会報告会である。こういったものをまとめて意見交換会とし、条項を別にするというのはどうかという議論である。条例というのはいわゆる法であり、専門的な話があるため、最初に法的にどうかということを飯塚委員に説明いただいてから、委員の意見を伺いたいと思う。</p>
飯塚	<p>明確な答えかわからないが、今回の自治基本条例については最高法規であり、それに従ってやりましょうという順位である。その下にいろんな細かい条例がついてくる、その下にまた規則ができてくるというのが縦に流れているわけである。それを考えると、この基本条例の中で細かいことまで謳う必要はないと思う。そういう参加の場を設けるというルールが1つあれば、それを具体化していく別の条例や規則、それを単純に運用するというやり方ができていくと思うので、自治基本条例の中にそこまで謳う必要はないと考える。</p>
委員長	<p>そうすると、委員の言っていた「環境づくり」とするのか、「意見への対応」とするのか、またしても船川委員が言っていた「町長等は」という話になってくるが、船川委員として「意見への対応」はどう思うか。</p>
船川	<p>すべてに引っかかってくると思う。ただ、飯塚委員がおっしゃったように、先ほど委員がおっしゃったようなことは次の課題かと思う。ここには「多様な参加の機会の提供」と「幅広い意見の町政への反映」と括られているので、これで完結的な印象を受けた。</p>
副委員長	<p>例えばであるが、今皆さんの意見を聞いていて、参加の機会の項目の「多様な参加の機会の提供」の後に、「提供する環境の整備を行い、参加の推進に努めます」とするのはどうか。</p>
委員長	<p>そうすると、一番上（参加の機会）と2つ目（参加のための環境づくり）を一緒にするという事か。</p>
副委員長	<p>先ほどの委員の話だと、環境整備のことを言われていたので、ここにまた入れるとそこから環境整備をしなくてはいけないという部分も入ってくるかと思ったが、確かに2つ目に書いてある。</p>
船川	<p>あえて項目で区切られているので一緒にする必要はないと思う。</p>
副委員長	<p>確かにそのとおりである。</p>

委員長	副委員長もおっしゃったが、やはりみんなで話していくことが大事なので、皆さんも気軽に聞いていただきたい。加藤委員は今の話をどう思うか。
加藤	先ほどあったように「町長等」というところは私も「町」のほうがいいのかと思う。あとは飯塚委員がおっしゃったように、基本条例というのはあくまでも上位のもので、あとの個別の仕組み、制度とかそういう決まりは、個別の例えば住民参加条例を今後作っていくなど、行政の中の規定で制度、仕組みを整えていく方向で、意見交換会みたいなものを定めればいい話になってくると思うのであえてここで謳う必要はないと思う。
委員長	<p>ありがとうございます。「町長等」というのは基本的に全部「町」となると思う。皆さんに少し考えていただいて、それで大丈夫だという方は挙手を願いたい。「町長等」というのをすべて「町」に変えたいということであれば、挙手を願いたい。</p> <p>(一同了承)</p>
委員長	全会一致ということで、「町長等」というのは「町」に、「行政と議会」とした方がいいということで進めさせていただく。船川委員、よろしいか。
船川	はい。「住民投票」のところの、「町長」だけ残るということか。
委員長	<p>これ（住民投票）は手続き的な話なので、おっしゃるとおりである。ということであともう一点であるが、委員の方から別の条項を作ったらいいのではないかということが出ていたが、飯塚委員、加藤委員あるいは船川委員がおっしゃった話として、ここは大きな括りとしていいということであれば挙手を願いたい。</p> <p>(一同了承)</p>
委員	私が三者の意見交換会と言ったが、私は白井市の市民参加条例を見ていて、その中に意見交換会という言葉が出ていた。これはいいなと思ったのだが、確かに飯塚委員がおっしゃったように自治基本条例ではもう少し大枠だけを決めて、細かいことについては別の条例に譲るべきだと思った。白井市のように市民参加条例があつて、そこに意見交換会を盛り込んでいるところはそれでいいと思う。ところが、利根町には市民参加条例に該当するものがない。該当するものがない自治体には、恐らく自治基本条例の中で盛り込むというかたちをとっているところもあるので、私は三者で議論ができるような意見交換会があつたらいいなと考えた。
委員長	白井市の話は、確かに意見交換会というのは入っている。先ほど飯塚委員がおし

	<p>やったように、「市民参加推進条例」なので、ここの自治基本条例ではない。自治基本条例の下にある条例である。そのため、白井市は自治基本条例を持っていないが、市民参加推進条例の中で定めているということで、いるかいらないかという話である。自治基本条例はやはり大枠で、細かいものは後に作るか、そのまま（自治基本条例だけで）いけるかである。いわゆる意見交換会というものを作ってはいけないということは入っていないので、いつでも作ることができる。白井市の市民参加推進条例に基づく委員会で活躍されている手塚副委員長の意見はいかがか。</p>
副委員長	<p>主文には入っているが、それでも自治基本条例の方が上位の条例なので、ここでは大きく捉える考えでいいと思う。</p>
委員長	<p>委員のおっしゃったことは、市民参加推進条例がないからここ（自治基本条例）で決めてしまおうという話である。しかし、一般的な法務技術としては、自治基本条例は上位の条例なので、さらに下の方で作るのはいいが、上で決めてしまうのはいかなものかという話である。委員のおっしゃることはもともとであるが、ひとまず大枠で決めておいて、条例の最終的なバランスの中でやはり必要という話であれば入れていただくということによろしいか。</p>
委員	<p>はい。</p>
委員長	<p>委員の意見として、意見交換会を事務局側で控えておいていただき、最終的にいれるべきかどうかというのを議論する機会を設けたいと思う。それでは、他に何か意見のある委員はいるか。</p>
委員	<p>確認したい点が2つと、質問が1つある。「附属機関等への参加」というところで、「年齢、性別に関わらず」というのは、前の方で同じことを謳っているのであえて謳わなくていいのか。それから、その下の「住民投票」のところで、2項目の「尊重します」となっているが、これは「参考にする」という意味合いであり、「縛りはない」という理解でよろしいか。そして質問としては、「住民投票」のところで、町長が主語になっているが、町民が発案する住民投票というのは、過去にあったような気もするが、存在しないのか。</p>
委員長	<p>「年齢、性別」という話で、これは（附属機関等への参加のところに）必要ではないのかという事務局への確認が1点目。「尊重」という文言がどういう意思表示なのかという確認が2点目。そして3点目であるが、「住民投票」については、地方自治法という法律で定められている手続きであるため、別のものである。法律の中で、地方自治体の長やリコール、イニシアティブといった手続きが定められており、憲法に基づく法律の方が条例より上位となっているので、それを超えることはできないと回答とさせていただきます。では、1点目と2点目について事務局で回答を願いたい。</p>
事務局	<p>1点目での委員のお話は、「参加のための協働づくり」のところで、「年齢、性別に関わらずすべての町民が参加しやすい」と謳っているので、「附属機関等への参加」</p>

	<p>のところで「年齢や性別を問わず～」と入れなくていいという確認でよろしいか。そうであれば、おっしゃるとおりである。</p>
委員長	<p>それから、「尊重」について、どのような意思表示をもって「尊重」という言葉にされたのかという確認があった。</p>
事務局	<p>「尊重」については、法的な拘束力があるかどうかというところで、「尊重する」という言葉に留めた。「住民投票」のところで「尊重します」は、ここでいう住民投票の結果は法的な拘束力が法律上なかったと思うが、そうは言っても住民の意思を確認するために行うものなので、結果を「尊重する」という言葉に留めた。法的拘束力はないが、結果を重視するという意味で使っている。</p>
委員長	<p>今の説明で「法的拘束力」という言葉が出てきた。これは、法に縛られないがその結果を立てるという意味で、「尊重」という言葉を使う。ただし、自治省の話では「尊重」というのは「適正に手続きを行う、適正に扱う」という意味で使うということであった。適正に扱うということなので、そのようにご理解いただきたい。他に何か意見等はあるか。</p>
委員	<p>一番下の「意見への対応」、まずこれが必要かどうか。もし入れるのであれば、言葉の並べ方がおかしいように思う。というのは、他の市町村の例を見ると、この「意見への対応」はパブリックコメントの意見の対応を公表すると書かれているので、この「意見への対応」は曖昧であり、非常に浮いてしまっている感じがする。</p>
委員長	<p>これは法的な話として難しいと思われる議論である。この「意見への対応」のところは、このように事務局で考えた理由はあるか。</p>
事務局	<p>第12回の議論と、第13回のワークショップの中で意見をいただいた流れとしては、パブリックコメントに関してというよりは、参加に伴って出された町民からの意見や提案に対して、意見の反映をできるだけしてほしいというニュアンスの意見だったと思うので、このような形で条文を作成した。</p>
委員長	<p>恐らく、これ（意見への対応）は「その他」的な意味で作られたように感じる。いろんなところの自治体では「多種多様」ないしは「多様な意見への対応」というのがあり、そのような意味合いで作られたか、あるいは「その他」という意味合いで作られたか、その2つが考えられる。これは法的な技術の問題であるが、飯塚委員はどう思われるか。</p>
飯塚	<p>ここだと、意見を吸い上げる場というのがパブリックコメントだったり、附属機関は附属機関の中で意見をまとめられると思う。住民投票は住民投票で、尊重するということが書いてあったので、例えば「前〇条に定められたもののほか、参加によって町民から出された意見については、これに配慮し、町政への反映に努めます」とか、ということであれば全体を網羅できるように思う。</p>

委員長	では最後のところで、そのように網羅するものにした方がいいということか。
飯塚	要望というのは、いろんな要望が来る。公共的に必要な意見もあるが、個人的な意見もあるので、その意見を「幅広い意見の町政への反映に努めます」としてしまうと、自分の言ったことが反映されていないという声ができることもあるので、「配慮します」という表現がいいと思う。その前にパブリックコメントや附属機関、住民投票の話をしているので、なくても十分に感じる。
委員長	恐らく事務局としては、他の自治体の例を参照されているので、他の自治体の場合では、多種多様ということで外国人を念頭に置いていたり、その他という意味で使われていることも多い。その他の意味で使う場合にはどうか。
飯塚	それはいいと思う。その場合は「意見への対応」ではなく、別の文言を考えた方がいいと思う。
委員長	例えば、私の知っている自治体では「多様な意見への対応」となっている。それであればご納得いただけるか。
飯塚	いいと思う。
委員長	あとは、「配慮し」というところもここでは変えた方がよろしいか。
飯塚	今の原文でいくと、「幅広い意見の」というのが入っていることで文章が壊れてしまっている。「町民から出された意見について、幅広い意見の町政への反映」ということで、言葉としていかなものかと思う。
委員長	法規をやられてきた立場として、どのように変えるのがいいかご提案はあるか。
飯塚	簡単に言うのであれば、「町は、参加によって町民から出された意見に配慮し、町政への反映に努めます」といったような文でいいと思う。
委員長	今、飯塚委員から提案いただいたが、見出しを「意見への対応」から「多様な意見への対応」等に変える。そしてもう一つは、「幅広い意見の」というのを取った方がいいという議論があった。少し難しい話になったが、今のところで質問・意見等はあるか。
委員	事務局の方で資料1としてまとめていただいたものの中で、＜参加＞の中の「意見の反映」というところに、「苦情ではなく意見を述べる」、「少数意見の尊重」というのがある。今の飯塚委員の話にもあったように、多くの人に関わるような多数意見と、個人的な意見になってしまうような意見もあると思う。この「苦情ではなく意見を述べる」というのは私が言ったことであるが、なぜこのようなことを言ったかとい

	<p>うと、苦情も受け付けるという姿勢は行政として立派だと思うが、ただ自分が行政の立場になったときに、町民から苦情ばかり言われるのは嫌だと思う。「少数意見の尊重」ということは条文の中に書かれていないが、一度は少数意見として退けられるような意見も、それが5年後、10年後にいってくるということもあると思う。その少数意見の尊重ということで、委員長が「多様な意見への対応」ということをおっしゃられて、確かに「少数意見の尊重」よりも「多様な意見への対応」として考えた方がいいと感じた。個人的な感想であるが、飯塚委員がおっしゃったように、「意見について配慮し」というような文言を付け加えると、確かにその方がいいと感じる。</p>
委員長	<p>飯塚委員の話では、「幅広い意見」というのが消えてしまえば問題ないということであった。委員の「少数意見の尊重」や「苦情」というのも重要だということは大事であり、見出しが「多様な意見」となればそれらも含まれるので、委員のおっしゃるとおりである。他に何か、飯塚委員のご提案に対して意見、質問はあるか。議会の立場としてはどう思われるか。</p>
船川	<p>単語についてであるが、「配慮」というと「気遣い」のような印象を私は持っているが、「考慮」となると「考える」といったような印象があるので、どうなのかと思う。</p>
委員長	<p>「幅広い意見」というのを取ってしまえば、それについて「配慮し」や「考慮し」というのはなくてもいいと思われる。恐らく、船川委員としては「意見について」の後に「配慮し」ではなく、そのまま「町政への反映に努めます」でいいだろうということか。</p>
船川	<p>「意見への対応」に「多様な」というその他の意味合いを含めるのであれば、なおのこといいと思う。</p>
委員長	<p>ここでは議会としての立場ももちろんあり、委員としての立場もあると思うが、議会としてこのような意見が出ているけれども、船川委員のご提案でよろしければ挙手を願いたい。</p> <p>(一同了承)</p>
委員長	<p>全会一致ということで、「幅広い意見の」というのは取って、その他の意味合いをつけるということで進めさせていただく。見出しは委員のおっしゃっていたような「多様な」というかたちになるかと思われる。</p> <p>では、「3 協働の条文について」に入りたいと思う。事務局から資料3について説明いただく。</p>

	(事務局より「資料3：(仮称)利根町自治基本条例 協働について(素案)」に基づき説明。)
委員長	早速議論に入りたいと思う。資料3について、何かわからないこと、疑問点等あれば挙手を願いたい。
委員	質問というより、単語を理解するだけで精いっぱいではあるが。
委員長	例えばどれが難しいかを教えていただければ、事務局か私の方で解説する。
委員	特にはなく、質問に至らない。
委員長	難しいと感じるところも含めてみんなで共有したいと思うので、なるべく公募委員の意見をお伺いしたいと思っている。皆さんで決める条文であるため、わからないことも聞いていただいて、考えていきたい。
委員	先ほどの「参加」の議論で、自治基本条例が一番上位にあると話があったが、この下に「協働」についての各項目の、例えば「市民団体の協働」や「地域の協働」といった別枠の違う条例はあるのか。
委員長	飯塚委員に説明を願いたい。
飯塚	自治会に関する条例というのは基本的にない。区長会というのが自治会に近いところであるが、これはあくまでも組織の話であるので、協働の定義には入らないと思う。
委員長	市民団体についてもないか。
飯塚	市民団体についても、協働に関してはない。
委員長	ありがとうございます。このようにどんどん意見を言っていただきたい。
委員	資料1の方でいろんな意見が出たと思うが、それを上手にまとめてくれていると思う。
委員	「地域との協働」というところで、「自治会等の…」という項目がある。ある地区ではボランティアの活動に対して自治会の会長や副会長から反対を受けており、協力してもらえない状況もあり、まさしくこの(「地域との協働」の)2項目に反しているなど感じた。
委員	先ほど事務局の方から「市民団体等」のところでNPOについての説明があった

が、NPOは法人化されていなくても、Non Profit Organization という組織である場合にはNPOだと思う。恐らくそのように広く解釈ができる。先ほどの委員がおっしゃったボランティアは、利益があったとしてもその利益を構成員に分配しておらず、分配せずに団体の継続のために使っているわけであるから、それは非営利である。そのためこのボランティアをNPOとして認めてもいいと感じる。私の感想ではボランティアの活動は、地域を限定せず利根町全域から人が集まってきて、皆さんがいろんな話をする、ある意味NPOが運営している語り場のようなところになっている。そういう活動に対して支援がなかなか得られない状況は、私たち町民としても考えて支援していくようなかたち、よく市民団体の活動に対して資金面で行政が補助をするというかたちもあると思うが、ただ行政頼みばかりもなかなか難しいと思うので、団体を応援する中間的な組織があつて、それが町と共に一緒になって、団体を応援する仕組みができれば継続的に展開していきけるのではないかと思う。小さいけれども地元でコツコツと活動している団体がいくつもあることを最近知り、私は心強く感じた。そのような活動をしている人たちを町民が応援できるかたちになればいいと感じる。

委員長

おっしゃるとおりであるが、少し言葉を整理させていただく。NPOについては非常にいろいろな議論があるが、少なくとも日本においてはNPO法というものがあり、そのNPO法に認められて法人格をもらったもの以外はNPOと叫ぶ。個別の目的が17項目あり、それに合致してNPO法人をもらったものをNPOという。海外では委員のおっしゃるとおりだが、日本ではあくまでもNPO法で認められたもののみである。それ以外のは市民活動団体ないしは任意団体の中に入る。むしろそれであれば、NGOという言葉を使う。Non-governmental organization ということ、「非政府の組織」という言葉を使っている。非政府の組織の中に、民間企業やNPOもあるという分類になっている。そのため、日本の場合はNPO法で認められて、法人格があるもののみということ、皆さんにご理解いただきたい。あとは、一般的にNPOというのは、補助されているケースもあるが、補助を嫌うNPOもあり、自主性を求めたいということであれば、行政からの補助を求めない団体もある。それは、それぞれの市民活動団体の理念であり趣旨であるため、それは誰も否定することはできない。そういうものを応援する組織で中間支援組織というものが、他の自治体ではある。日本においては、阪神淡路大震災の時にボランティアが多く集まり混乱が生じたため、それを交通整理することはできないかということから始まった。海外ではもともと、インターミディエイトという、中間の支援の団体がある。今日本でも、そういった中間支援組織というものが少しずついろんな自治体で出ている。例えば私が知っているのは、NPOでは「NPO活動協議会」というのが、まさに自治体に中間支援組織となっており、いろんなNPOを支援している。恐らく、委員が仰っていたのはそういうことであるが、その中間支援もNPOになっているものもあれば、いろんなNPOの代表が集まったり、いろんな市民が集まって支援する体制ができあがっている。現在私の知り得る限りにおいては、利根町はまだそこまでの状況はないが、今後そういった団体ができてくる素養があり、委員がおっしゃったような活動から広がってくるんじゃないかと思われる。実際に、町会・自治会の活動からNPOになっていった組織もある。特に多いのは福祉系で、町内会・自治会の方で福祉

	<p>のことをやっけていて、そのまま町内会・自治会を離れて、実際に NPO 法人格までとったという組織がある。そのため、委員のおっしゃっていたボランティアは「町会」という、ここの「自治会等」の「地域との協働」のところではなくて、「市民団体等」というところにも入っていても構わない。では次の委員、何か質問・意見等はあるか。</p>
委員	<p>あまり難しい言葉ではなく、わかりやすい書き方をしてくださっていると思う。</p>
委員	<p>読んでみて、意味がわからないといったところはないと思う。難しいところはあるが、資料を読めば理解でき、(条文に)「学習の機会を設けます」と入れてくれているので、できあがったときに他の人たちが見ても、「わからなければ聞けるんだ」というのも書いてある。そのため、今は特に質問等はない。</p>
委員長	<p>条例文というのは、何を言っているのかわからないという人が多いが、わかりやすいと言われるのは非常に稀有なことである。</p>
委員	<p>委員長もおっしゃっていたが、言葉の定義がまだ決まっていないので、それがはっきりしていけばさらにわかりやすくなるのかなという印象である。どこかのタイミングで定義されると思うが。</p>
委員長	<p>加藤委員はいかがか。</p>
加藤	<p>これは私の感覚的なものだが、皆さんにひとつ聞きたいのは、「協働の推進」・「目的の共有」にも協働の基本的な原則が書かれていて、その下2つ、「地域との協働」・「市民団体等との協働」に関する基本的な考えが書いてある。「学習支援」というのは、あってもいいと思うが、そもそも「学習の機会を設けます」というのは、その下の「地域との協働」とか「市民団体等との協働」の「適切な支援」のところに含まれていると感じる。あとは「地域課題や協働に関する理解を深める」とかも、「協働の推進」の2つ目の、「町民がまちづくりの主体であることを認識して」というところで、大きく捉えればそこでも捉えられると思うので、あえてここで「学習支援」というのを明確に書かなくてもいいのではないかと思う。</p>
委員長	<p>学習支援についてはなくてもいいのではないかという意見でよろしいか。</p>
加藤	<p>そのように捉えられると思う。</p>
委員長	<p>前回も、意見の中に「学習支援」というのがあったので事務局として考えて入れたのだと思う。加藤委員の提案について、どう思われるか。もちろん、学習支援は必要だということであればあっても構わない。</p>
加藤	<p>あと、「参加」には学習支援が入っておらず、「協働」に入っているというのはバランス的にいかなものかと思われる。「参加」でも町のことを知ったり、そのような</p>

	<p>学習は必要だと思うので、あえて「協働」だけに入れるのはバランスとしてどうかと思う。</p>
委員長	<p>加藤委員としては、本当は両方になくはないのに、「協働」にだけあるのはおかしいので、それならば「学習支援」を別立てにした方がいいということである。</p>
加藤	<p>そのとおりである。あとは「町民の責務」で前に決めたと思うが、「町のことを知る」とか、そういう意味合いがあるので、あえてここで書くのはいかなものかと思う。</p>
委員長	<p>このような意見が出てきたが、何か意見はあるか。あえて「協働だけ勉強したい」ということであれば、こちらでも構わない。しかし、「参加」にもあった方がいい、両方共通しているものだから別立ての方がいい、あるいは既に入っているものだからなくてもいいという話がある。いずれにしても、この「学習支援」というのをどのように考えるかということが出てきたので、法規的な話として飯塚委員に伺いたい。</p>
飯塚	<p>確かに「協働」だけに学習の機会を与えるのかということもあるので、どこかで包括的に規定できる場所があれば、これは必要ないと感じる。</p>
委員長	<p>確かに「参加」と「協働」の両方に入っていないのはバランスが悪いということなので、皆さんはどう思われるか。時間の方が迫ってきているので、別立てにするかしないというのを次回で考えていきたいと思う。これは参加と協働、あるいはほかの部分にも関わるので、次回検討したい。副委員長、他に何か意見はあるか。</p>
副委員長	<p>「協働の推進」の2項目に、「町民及び町は、年齢、性別に関わらずすべての町民がまちづくりの主体」ということが書いてある。先ほどやった「参加」についても、「参加のための環境づくり」におなじように「年齢、性別に関わらずすべての町民」という記載があるが、恐らくこれは一定の人ではなく子供からお年寄りまで、男女関わらずというようなことがすべて網羅されているので、あえて書かれていると思う。しかし、ここでこの文言を毎回全部書くのか、それとも「すべての町民」ということでいいのか、それとも何かの規定で別立てに書いてしまうのか。毎回これを書くというのも前提的な気もするし、男女共同でも性別に関わらずというのは出てくるので、どうすべきかと思う。さっきと共通する意味では、毎回この町民というところでこの文言を入れるのか、前提として掲げるのかは大きなことだと思うが、いかがか。</p>
委員長	<p>他の皆さんはどう思われるか。</p>
委員	<p>こうやってこのテーマだけを絞って議論していると、ずっと深くなって行って、今までやってきた議論が、全体が見えていない状態のように思われる。少し引いてみると、「ここにもあった」「あそこにもあった」といったことがあるのかなと感じる。タイミングが難しいと思うが、内容を振り返りながらやるのが大事だと思う。</p>

委員長	<p>この「年齢、性別に関わらず」というのはそもそも前提である。定義がないことが問題であり、定義があれば「すべての町民」にすべて入ってしまう。定義がないために、あえてここに書かれている。問題は、皆様から提案いただいた「男女共同参画のまち、利根」というものがあつたが、これをどうするかということと関わってくる。それはなぜかと言うと、年齢・性別と書いてしまえば、男女共同参画というものをわざわざ掲げる必要がなくなってしまうからである。皆様のご意向であえて男女共同参画を入れようという意思は既に固まったと思う。なので、その扱いについて、難しいところであるが、総務課長として飯塚委員はどう思われるか。</p>
飯塚	<p>やはり全体を見たいと感じる。ここだけで見てしまうと、これを入れておくべきだとなってしまうが、全体として、定義でなくても「年齢、性別に関わらず全員」というような意味合いのものが頭の方であれば、それはすべてにおいてそれを使えると思う。</p>
委員長	<p>副委員長がおっしゃったように、これ以降は言わなくていいだろうという話になる。その際の扱いとして、男女共同参画はどうなるのか。そこをあえて男女共同参画あるいは子どもというのを言うのであれば、別立てにしなくてはいけない部分がある。他の自治体のケースを話すと、「自治基本条例の基本原則、基本原則」というところで「男女共同参画」を原則謳うという考え方がある。年齢・性別に関わらないので、この条例に関しては、例えば「協働が重要である」という「協働の原則」、あるいは「男女共同参画の原則」というように謳っているところがある。これは性別というのは書かれていないが、「特にうちはこうだ」というのを熱く語って取り立てている。そういったやり方もある。よってこれは、飯塚課長をおっしゃったように条例の全体像に関わる話なので、委員がおっしゃったように条例の全体像を見ていけば、「学習支援」なども入れるか入れないかというのが分かってくる。提案であるが、次回、全体像を一度振り返ってみるということかどうか。その上で、「学習支援」あるいは「男女共同参画」をここに入れるかどうかを考えてみたいと思う。</p> <p>3 次回の開催日について 次回の開催日：令和2年4月24日（金）午前10：00からで決定された。</p> <p>4 その他</p> <p>5 閉会 それでは以上を持ちまして第14回利根町自治基本条例検討委員会を終了いたします。お疲れ様でございました。</p> <p style="text-align: right;">以上。</p>

